



## 災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更

### ● はじめに

近年、気候変動の影響と考えられる集中豪雨や局地的な大雨の増加により、毎年のように大規模な自然災害により、各地で甚大な被害が発生しています。

避難情報は、集中豪雨や台風などによって、自然災害の発生が差し迫り、住民に避難を促す必要がある場合に、市町村が発令する情報であり、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の4種類（3段階）があります。しかし、令和3年4月28日に成立した改正災害対策基本法により、避難情報が、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3種類（3段階）に変更となります。

今回は、災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更点について紹介します。

### ● 災害対策基本法改正の経緯

#### ①平成30年7月豪雨

平成30年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した集中豪雨であり、この豪雨に伴う水害・土砂災害により、死者・行方不明者 271 人の極めて甚大な人的被害が発生しました（豪雨による平成最大の人的被害）。

#### ②避難勧告等に関するガイドラインの改定

平成30年7月豪雨を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下に設置した「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」において議論がなされ、今後実施すべき取組がまとめられました。

この結果を踏まえ、内閣府防災担当では、地方公共団体向けの「避難勧告等に関するガイドライン」を2019年3月に改定し、2019年の出水期から運用が開始されました。

#### ③令和元年台風第19号等の災害を踏まえた災害対策制度の見直し

さらに、東北、関東甲信越地方を中心に広域かつ甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号等を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下に設置された、「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」において議論が行われ、報告書が取りまとめられました。

#### ④災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更

サブワーキンググループからの提言を踏まえ、災害対策基本法等の一部を改正する法律案が2021年3月5日に閣議決定され、4月28日の参議院本会議で成立しました。本改正に伴い、災害発生時に市町村が発令する避難情報の体系が変更となります。

### ● 避難情報の変更

2019年に改定された「避難勧告等に関するガイドライン」では、災害発生の危険度と、とるべき避難行動を直感的に理解しやすくするため、5段階の警戒レベルが導入され、警戒レベルに応じ、住民がとるべき行動と、行動を促す情報（レベル1～2：気象庁が発表、レベル3～5：市町村が発令）が設定されました。

しかし、平成元年台風第19号後に人的被害が生じた市町村の住民や自治体に向けてアンケートを行った結果、以下のような課題が見つかりました。

○レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」は、避難に時間がかかる高齢者等に避難を呼びかけるものであるが、名称が長く伝わりにくい。

○レベル4の避難情報に、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」があり、違いがわかりにくいことから、本来避難すべき避難勧告の段階で避難できていない。

○レベル5の「災害発生情報」は、取るべき行動がわかりにくく、有効に機能していない。

これらの課題を踏まえ、今回、災害対策基本法が改正されました。この改正により、避難情報は次のように変更されます。

警戒レベル3	「避難準備・高齢者等避難開始」 ⇒「高齢者等避難」に簡略化
警戒レベル4	「避難指示（緊急）」、「避難勧告」 ⇒「避難指示」に1本化
警戒レベル5	「災害発生情報」 ⇒「緊急安全確保」に変更

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考（現行）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）	避難指示（緊急） ・避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、各段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
（注） 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

警戒レベル一覧表（左：改正後、右：改正前）

出典：内閣府 HP（www.bousai.go.jp）より

### ● おわりに

災害発生時に逃げ遅れによる被災を防ぐためには、市町村から避難情報が発令された際に、迅速かつ適切な避難行動をとることが必要となります。そのためには、日頃から避難情報について正しく理解しておくことが重要と考えます。